

ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒669-1353

三田市東山898-1 東山荘内

発行責任者 蓬 萊 和 裕

TEL (079) 568-5771

FAX (079) 568-1081

E-mail: hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

印刷所 株式会社アカツキ印刷

新会長としてのご挨拶

兵庫県知的障害者施設協会 会長 蓬 萊 和 裕



平成20年5月8日の兵庫県知的障害者施設協会の総会において、堺会長の後を引き継がれた婦木会長が退任されました。7年間に及ぶ在任期間においては、近畿地区施設協会の会長も務められ「近畿は一枚岩や」が口癖で、日本知的障害者福祉協会に対して、近畿2府4県の代表として意見を述べられました。歯に衣を着せない「間違っていることはおかしい」とはっきりと言い切るところは、婦木会長の実直な性格が良く現れているところだと感じます。

会長就任後まもなく障害者福祉は激動の時代を迎えました。これまで、我が国の障害者福祉の根幹を担ってきた「措置制度」が終焉を向かえ、「契約による対等な関係」を謳う支援費制度が導入されましたが、予算面で破綻をきたし、1年足らずで障害者自立支援法が成立いたしました。目まぐるしく変化する中であって、「この激変の時、会員には早く、正確な情報を提供しなくてはならない」との思いから、膨大な資料を会員に提供すると共に、兵庫県による行政説明会や日本知的障害者福祉協会等から講師を招き、我々会員が混乱しないようにと多くの研修会を開催されました。その結果、兵庫県の施設長は世間の風評に煽られることなく、比較的落ち着いて対応できたと思っています。また、平成18年には第6回全国障害者スポーツ大会（のじぎく大会）の開催にも当施設協会の会長として尽力されました。本当にご苦労様でした。平成24年3

月31日の新体系移行最終年度を待たずしての退任は残念ですが、これから三美福祉事業団の理事長として、法人の運営に携わられると聞いています。今後は、福祉事業の経営の面から私たち会員に対し、ご指導をお願いいたします。

金築会長、堺会長、婦木会長と3会長の下で、役員をしてきた者として3会長の統率力、決断力、リーダーとしての人格には感服いたしておりましたが、まさか自分が会長職を引き受けることになるとは思いませんでした。平成20年度、21年度兵庫県知的障害者施設協会会長を拝命いたしました蓬萊和裕です。2年間よろしくをお願いいたします。

県知協NEWSに巻頭言を書くのがはじめてなので、簡単に自己紹介をさせていただきます。昭和30年生まれ、昭和53年社会福祉法人姫路学園に指導員として奉職、平成3年姫路学園退職、平成4年2月社会福祉法人ゆたか会希望の郷開所、同施設長就任。お酒と釣りをこよなく愛する極々普通のおっさんです。ちょこちょこ細かい事業は行っていますが、1法人1施設の小さな事業所です。まだ入所施設が必要だと言われても、希望の郷と同じ機能を果たす施設が同じ地域にあれば、小さな事業所はいつでも飛ばされてしまいます。そうならないためには、地域に根ざした事業展開が必要であり、地域から「なくては困る」と言ってもらえることが大切だと考えています。障害者自立支援法は悪法といわれて

います。確かに不備な点が多々あります。しかし、一つだけ変わったことがあります。それは、障害者の問題を市町単位で考えなければならないといった市町行政の動きです。その意味から、今後の障害者福祉は地域限定のサービスを提供していかなければならないと考えています。本屋さんで立ち読みしている知的障害者の人に声をかけたり、自転車通勤、通学をしている彼らにあいさつしたりできることが地域支援の範囲かもしれません。今こんなことを考えながら新体系への移行を考えています。

最後になりましたが、現在の当協会の抱えている問題点について簡単に整理いたします。最優先課題としては事務局の問題が挙げられます。これまでは、会長の施設が事務局を兼務したり、

事務局担当の施設を選任したりしていましたが、各施設の人材確保難の状況を勘案すると、今後、事務局（場所、人）は協会独自で確保をしなければならないと考えています。2点目は、現在の事業規模、会計規模から考えると任意団体での運用は限界が来ています。今後は、NPO等法人格を取得し新体系移行後の組織の見直しと法人事業の展開を検討。3点目は会員間並びに他機関との連携強化。4点目は予算要望を含めた政策提言の実施。5点目は新体系移行への情報提供。以上5項目について、役員会で検討していきますが、会員の皆さんにもご協力をお願いするかもしれませんがよろしくお願いいたします。

事務局からのお知らせ

蓬萊会長の巻頭言にもあったように、事務局体制の整備が課題になっています。以前から、事務局長の施設が事務局を担うことの問題点が出てきていました。公的機関に事務局を置き、専任の事務局長を配置するのが、本来のあり方かもしれません。

9月29日、緊急役員会が召集され、事務局移転を検討しました。

将来は、現在改築が計画されている兵庫県福

祉センター（神戸市中央区坂口通2丁目1番18号）に移転することも視野に入れ、事務局を兵庫県母子福祉センター（神戸市中央区下山手通）内におくことになりました。

事務所経費60,000/月が発生します。年度予算には計上されていない項目ですが、ご理解頂き、会の発展にご協力いただきたいと思います。

移転時期、業務開始等につきましては、追ってご連絡します。

平成20年度総会報告

平成20年度兵庫県知的障害者施設協会総会が5月8日（木）に神戸市湊川神社楠公会館において開催された。

総会の開会に先立ち、協会会長婦木治より挨拶があり、続いて来賓の兵庫県健康福祉部 障害福祉局長 山本嘉彦様、神戸市保健福祉局障害福祉部長 山本芳彰様よりそれぞれご祝辞を頂戴したのち、ご来賓者全員の紹介がなされた。

次いで、平成20年度施設協会の永年勤続職員表彰が行われ、会長より感謝状が贈呈された。また、本年度新施設長の紹介、新施設の紹介が行われた。

総会に入り、事務局より総会成立（出席者1

27名、委任状106名）が

確認され、芦屋翠ホーム 施設長 佐伯 肇氏が議長に選出され、議事に入った。

まず、第1号議案として、平成19年度事業報告・決算報告・監査報告の承認が為された。第2号議案では、施設協会役員人事について承認された。

つづいて第3号議案として、平成20年度事業計画案・予算案の審議に入り、承認された。第4号議案そのほかの用件については特に審議する事項はなく議事は全て終了し、平成20年度総会は終了した。

平成20年度 感謝状贈呈者名簿

【神戸地区】

NO.	氏 名	施 設 名
1	岡崎 和美	ワークセンターいわや
2	田中 康子	ワークセンターいわや
3	大森 陽子	自立センターひょうご
4	延命 由章	あゆみの里
5	溝口 八重子	あゆみの里
6	近藤 洋	あゆみの里
7	田中 美佐紀	あゆみの里
8	北上 直美	上野丘更生寮
9	小林 征子	清心ホーム
10	村上 邦枝	ひふみ園
11	山田 典子	ひふみ園
12	諏訪 英和	ひふみ園
13	田辺 みち子	ワークホーム緑友
14	大社 博	上野丘学園
15	佐々木 信一	新緑の家
16	本池 洋子	新緑の家
17	師玉 幸彦	ヨゼブ寮
18	北野 明美	さわらび学園
19	松生 胖	こんにちは友が丘

【阪丹但地区】

NO.	氏 名	施 設 名
29	南 亮子	砂子療育園
30	丸川 康子	砂子療育園
31	澤田 茂	砂子療育園
32	藤原 弘子	砂子療育園
33	佐伯 良徳	砂子療育園
34	藤川 喜正	ワークホームつつじ
35	石田 伸子	芦屋翠ホーム
36	前田 秀樹	芦屋翠ホーム
37	柴谷 幸子	リープ・フルーリー
38	平山 裕彦	三田こぶしの園
39	原田 義晴	尼崎武庫川園松の園
40	田中 純子	尼崎武庫川園第二松の園
41	北村 寿英	とよおか作業所・郷と一ぶ
42	小中 喜久代	とよおか作業所・愛と一ぶ
43	岡本 征	東山荘
44	大村 美江子	伊丹市立つつじ学園

【阪丹但地区】

20	高見 ひとみ	みつみ学苑
21	津崎 淑子	琴弾の丘
22	上垣 つた代	琴弾の丘
23	酒谷 茂雄	ななくさ新生園
24	綾塔 多栄子	ななくさ育成園
25	森尾 直子	ななくさ育成園
26	川下 純也	ななくさ清光園
27	奥 貞晴	ななくさ清光園
28	前田 逸江	沢谷荘

【播淡地区】

45	中井 徹	三原ホーム
46	柴原 佳苗	サルビアの家
47	中田 栄里	サルビアの家
48	名村 達也	サルビア園
49	橋本 誠司	サルビア園
50	古川 純子	加西市立善防園
51	松田 真由美	加西市立善防園
52	今村 加美	若葉福祉作業所
53	田村 忍	メイプル
54	大浦 淳子	メイプル
55	小林 良子	パレットたつの
56	志水 慶二	パレットたつの

兵庫県知的障害者施設協会役員一覧

任期:平成20年4月1日～平成22年3月31日

役職	地区及び部門	旧役員	新役員
会 長	会 長	婦木 治 (みつみ福祉会)	蓬萊 和裕 (希望の郷)
	副 会 長	岩田 峰幸 (ヨゼブ寮)	—
	副 会 長	大野 セツ子 (宝塚市障害者就業・生活支援センター)	栗林 和徳 (一羊園)
	副 会 長	福田 和臣 (愛心園)	—
	副 会 長	藤本 みえ子 (神戸市立ひまわり学園)	—
部 会 長	部 会	蓬萊 和裕 (希望の郷)	—
	児童通園	東井 安彦 (宝塚市立やまびこ学園)	木村 慶子 (伊丹市立つつじ学園)
	児童施設	内藤 義信 (いちれつ学園)	—
	入所更生・授産	福井 孝行 (兵庫県社会福祉事業団)	笹谷 正康 (兵庫県社会福祉事業団)
	通所更生	山本 忠明 (グリーンホーム平成)	—
	通所授産	古川 勝 (武庫川すすかけ作業所)	—
	地域療育等支援 (相談支援事業)	蓬萊 和裕 (希望の郷)	益田 毅 (地域生活支援事業所「はんど」)
	就労・生活支援部会	小谷 道夫 (赤穂精華園)	—
	福祉ホーム・ グループホーム等	岡本 征(兼任) (東山荘)	—
	職員部会	斎藤 義昭 (沢谷荘)	—
監 事	施設代表	岡崎 充男 (神戸光生園)	—
	職員代表	太田 広孝 (裕名川園)	太田 広孝 (ドリーム甲子園)
委 員	研修担当	福満 久晃 (塚口福成園)	—
	スポーツ	松澤 知明 (ななくさ学園)	—
	人権擁護	小松 正和 (大地の家)	—
	広 報	山崎 玲輔 (ワークホームつつじ)	山崎 玲輔 (地域支援センター「たんぼ」)
事 務 局 長		岡本 征 (東山荘)	—
願 問	—	堺 執 (三田谷学園)	堺 執 (三田谷学園)
	—	金附 洋一郎	金附 洋一郎
	—	—	婦木 治 (みつみ福祉会)

平成19年度貸借対照表(案)

平成20年3月31日現在
(単位:円)

借方			貸方		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
01 流動資産	9,125,808		11 流動負債	495,909	
現金	40,000		未払金	495,909	
預貯金	8,655,199		役員費(郵送料等)運輸3月分	34,940	
1 三井住友銀行三田支店	普通 730,504		印刷製本費(コピー3月分)	15,969	
2 中兵庫信用金庫谷川支店	普通 48,698		社会啓発事業費(県知協ニュース)	250,000	
3 三井住友銀行三田支店	普通 43,185		印刷機分担保	45,000	
4 郵便局	普通 6,826,159		光熱水費	150,000	
5 三井住友銀行三田支店	普通 1,006,653				
前払費用	0				
未収金	430,609				
受託事業(運営交付金事務費)	247,657				
近畿地区3月分担保金	1,837				
近畿地区H19会長旅費立替分	181,115				
2 固定資産	10,197,629		13 引当金	10,197,629	
その他固定資産	10,197,629		特定引当金	10,197,629	
			災害対策基金	7,157,629	
			人件費引当金	2,000,000	
			社会啓発事業	970,000	
			法人化対策	70,000	
			繰越金/純財産	8,629,899	
			前期繰越金	7,596,490	
			当期繰越金	1,033,409	
	19,323,437			19,323,437	

平成19年度 一般会計収支決算書(案)

兵庫県知的障害者施設協会

平成19年4月1日～平成20年3月31日
(単位:円)

支出				収入			
科目	予算	決算	備考	科目	予算	決算	備考
# 事業費支出	13,919,511	12,282,135		# 事業収入	12,499,511	11,632,027	
1 研修会等事業費	4,300,000	3,896,852		1 研修会等事業収入	4,300,000	3,970,466	
2 社会啓発事業費	2,700,000	2,243,625		2 社会啓発事業収入	2,200,000	1,628,000	
3 地区活動事業費	2,999,511	3,349,241		3 地区活動事業収入	2,999,511	3,353,241	
4 部会活動事業費	500,000	148,659		4 部会活動事業収入	500,000	110,000	
5 受託事業費	3,000,000	2,537,808		5 受託事業収入	2,500,000	2,570,320	
6 その他事業費	0	0		6 その他事業収入	0	0	
7 職員啓発事業費	120,000	105,950		7 職員啓発事業収入	0	0	
8 調査研究事業費	300,000	0		8 調査研究事業収入	0	0	
# 分担金支出	8,523,000	8,866,700		# 分担金収入	8,523,000	8,866,700	
1 日本福祉協会費	6,745,000	7,102,700		1 日本福祉協会収入	6,745,000	7,102,700	
2 県社協会費	1,778,000	1,764,000		2 県社協会収入	1,778,000	1,764,000	
# 事務費支出	5,559,800	5,212,984		# 事務費収入	6,610,000	6,543,200	
1 賃金	1,155,800	1,137,863		1 会費収入	6,610,000	6,543,200	
2 旅費	430,000	499,067					
3 一般物品費	500,000	156,035		# 補助金収入	480,000	202,000	
4 印刷製本費	1,000,000	639,274		1 補助金収入	200,000	72,000	
5 会議費	450,000	182,825		2 助成金収入	280,000	130,000	
6 役員費	500,000	716,913					
7 借料損料	45,000	45,000		# 寄付金収入	150,000	70,000	
8 光熱水費	150,000	150,000		1 寄付金収入	150,000	70,000	
9 雑費	1,329,000	1,686,007					
				# 繰入金収入	0	0	
# 繰入金支出	0	0		1 特別会計繰入金収入	0	0	
1 特別会計繰入金	0	0					
				# 引当金戻入	0	0	
# 雑支出	0	0		1 特定引当金戻入	0	0	
1 特定引当金	0	0					
				# 雑収入	202,000	81,301	
				1 利息収入	2,000	24,021	
				2 雑収入	200,000	57,280	
小計	28,002,311	26,361,819		小計	28,464,511	27,395,228	
予備費/次期繰越金	462,200	1,033,409		繰越金取り崩し			
合計	28,464,511	27,395,228		合計	28,464,511	27,395,228	

播磨社会復帰促進センター との取組みについて 広報委員 山崎 玲輔

平成19年、加古川にPFI方式（官民協働運営方式）の「播磨社会復帰促進センター」が開設されました。1,000人収容の刑務所の中に、「障害」のある受刑者120人が特化ユニットとして特別なプログラムの下、服役しています。本年7月、県知協役員会として、公式見学および意見交換会が開かれました。所内の見学の中で、作業場面、特別プログラム（クラウニング講座－道化師のパフォーマンス）の発表会を見学しました。センターに収容されている受刑者は、顔つきや動きなど見ていただけても明らかに知的障害とわかりました。独居房の中の設備配置、時間等が明確な日課、なんと構造化された中で生活しているのか驚きました。

その後センター側と意見交換会を行いました。県知協加盟施設の中には触法や出所後の方の支援をしておられるところも多いと思います。しかし、個人や単独施設だけでは負いきれない責任と負担があることは事実です。

刑務所と我々福祉現場との連携は？というところと全く出来ていないのが現状というのか、全く想像もしていなかったというのが実情ではないでしょうか。

意見交換会の席上、具体的に県内出身の方の出所後のプログラム作りの提案がなされました。それを受けて、緊急の役員会が招集され、県知協としてプロジェクトチーム（PT）を編成し、対応することとなりました。メンバーとして、権利擁護委員長小松氏（大地の家）広報委員山崎、地区の職員代表を中心に、対象者の圏域の相談事業者としました。

第I回PT会議が8月に召集され、圏域の相談事業者5事業者と県知協メンバーそしてセンター職員との会議となりました。途中圏域コーディネーターと具体的な相談員の方が、該当受刑者との面談の時間も作り、どのような体制で支援が

出来るのかをシミュレーションしました。

しかし、具体的に支援計画を作っていくには、該当受刑者が障害者であるという証明が必要となります。具体的には「療育手帳」です。法務省の矯正統計年報（平成15年）によれば、明らかに知的障害と分類される方の0.86%しか療育手帳を取得していないというデータがあります。今回の該当者も然りです。会議の結果として①受刑者が、出所後の福祉サービスを受けたいかの確認と、それに伴う個人情報との相談支援者への提供の有無（文書確認）②受刑中の療育手帳の取得の可能性、以上2点を確認して第1回目のPT会議は終了しました。

②に関しては、県障害福祉課と8月19日に県知更相との三者協議を持ち、受刑中の療育手帳取得については、具体的な段階で協議していくことを確認するに留まりましたが、不可能ではないことは確認できました。ご存知のように、療育手帳取得に関しては、概ね18歳までの証明が必要となります。30数年前の証明する事実を探さなくてはなりません。

このプロジェクトは前途多難な船出になりましたが、個人的に犯罪被害者及び加害者の知的障害者に数年間かかわって来た者として、地域支援を生業としている一人として、避けて通れない道だと思います。阪上企画官が書かれている「そうすると彼らは刑務所の門を一步出た途端に、次の食事、今夜の寝場所の心配をしなければなりません。刑務作業で得た数千円の・・・・・・」このコトバが重くのしかかります。我々知的関係施設職員も、どのようなかわりが出来るのか、考えてみる必要があると思います。

（宝塚さざんか福祉会 地域支援センター）

「刑務所の中の知的障害者」

播磨社会復帰促進センター 更生支援企画官 阪上秀治

特化ユニット

播磨社会復帰促進センターは、加古川市に、平成19年4月に発足した日本で一番新しい刑務所です。ただし、平成20年10月には、島根県に島根あさひ社会復帰促進センターができるので、最新でいられるのはそれまでの間です。

当センターは、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容する施設ですが、定員1,000名のうち、中・軽度の、知的障害者及び精神障害者120名を専門に処遇する特化ユニットを設けており、現在まで90名余の特化ユニット対象者を収容しています。

知的障害者及び精神障害者に特化した処遇は、我が国初めての試みです。このような障害を持つ受刑者は全国のどこの刑務所にも収容されてきましたが、一般の受刑者と同様に刑務作業に就かせているのが実情です。

なぜ、障害者が刑務所にいるのか。

さて、刑務所は言うまでもなく有罪判決に基づいて刑罰の執行を行う施設です。刑務所の受刑者というと、ならず者やアウトロー達といったところが一般的なイメージでしょうか。ところが、現実の受刑者像はいささか異なります。もちろん暴力団員や職業的な犯罪者が少なからずいることは事実ですが、一方で、知的障害者、精神障害者、身体障害者などのあらゆる種類の社会的弱者も受刑者として多数収容されていることも厳然たる事実なのです。

なぜ、刑務所に障害者がいるのかという疑問を持つ方もあるかも知れません。つい、数年前までは福祉行政の担当者でさえ、障害を持つ受刑者の問題にあまり注目していませんでした。

逮捕、勾留、裁判といった刑事司法手続の流れの中で、関係者は、犯人なり被告人が障害者であることには当然気付くでしょう。しかし、そんなときでも福祉との連携よりも、厳正な刑罰が優先されているのが現状です。障害者といっても、ここでは社会正義のために処断される犯人なのです。刑法第39条は、自分がやったことの善悪を認識できないほどに精神状態がよくない者は罰しないことを定めていますが、そのような重篤な状態の者が罪を犯すことはきわ

めてまれですし、また、そのような重度の障害をもっている疑いのある人であっても、弁護人がそれを理由に裁判で無罪を主張することは、被害者感情や裁判の迅速化の要請等の諸事情から、これもまた、まれなのです。

このようにして、昔から全国のどこの刑務所にも多くの知的・精神障害者が収容されていますが、そのような受刑者をどのように処遇するかを試みは、まだ始まったばかりです。

特化ユニット対象者と、

それに対する改善指導プログラム

当センターの特化ユニット対象者の約45パーセントが中度又は軽度の知的障害者です。その他の精神障害は多岐にわたり、抑うつ状態等を含む気分障害を持つものが約15パーセント、その他少人数ずつ、薬物後遺症、発達障害等の者が含まれています。

彼らが犯した罪を見ると、窃盗が約49パーセント、次いで覚せい剤取締法違反約11パーセント、強盗等約10パーセント、詐欺約8パーセントで、これら上位4罪が約78パーセントを占めていますが、この構成は健常者を含めた全受刑者の罪名の割合とあまり変わりありません。特化ユニット対象者の犯した窃盗では、生活に困窮した挙句の食料品の万引きが目立ちます。詐欺は無銭飲食です。

彼ら中・軽度の障害者達は、見た目は健常者と変わりませんが、一緒に仕事をしてみると、失礼なことを平気で言ったり、したり、簡単と思われる仕事で大きなミスをしたりと、社会適応力に欠けることから職を失い、犯罪に至っているケースが非常に多く見られます。このことから、当センターでは、不安等の精神症状の緩和とともに、コミュニケーション能力の向上、自己表現能力の養成を目的とした改善指導プログラムを実施しています。

現在実施している改善指導プログラムは、作業療法としての農業職業訓練、アニマルセラピー（動物介在療法）、SST（社会技能訓練）、クラウニング講座（道化師のパフォーマンスの練習）です。これらプログラムの効果検証はまだこれからですが、彼らが一般に苦手を感じている、困ったときに他の人に助けを求める、あるいはいやなことを持ちかけられたときにきち

んと断るといった、社会生活上の基本的なコミュニケーション能力を身に付けるためには有効といわれています。

特化ユニット対象者の出所後の不安

特化ユニット対象者には、釈放後の行き場がない人が全体の半数近くいます。面倒を見てもらっていた身内が亡くなってしまった、身内も障害者である、刑務所に入るようになった事件のことで身内に見放された等々、その事情はさまざまです。

従来、受刑者で行き場のない人は更生保護施設が受け皿となっていますが、更生保護施設は最近定員を超える満員状態のところが多く、また、就労を前提としているため、就職が困難な人は受け入れられません。

このように釈放後の帰住先が決まらなると、仮釈放の恩恵にはあずかれません。仮釈放が不可となると、刑期満了による満期釈放となるのですが、満期の場合、既に自由な一国民となった彼らに、刑務所が公権力で介入することはできないことになります。そうすると彼らは刑務所の門を一步出た途端に、次の食事、今夜の寝場所の心配をしなければなりません。刑務作業で得た数千円の作業報奨金も早晚使い果たすでしょう。その後、食料品の万引きか、無銭飲食しか選択肢を思いつかないとしたら、再び刑務所に逆戻りです。そして、この悪循環はいつまでも続くことになります。現に累犯受刑者の多くはこういった繰り返しを長年にわたって続けて高齢化している現状があります。

再犯の環を断ち切るための課題

特化ユニット対象者の大部分の者が療育手帳又は障害者手帳を所持していません。彼らは今まで全く福祉の助けをもらっていないということです。そして、究極のセーフティーネット（逃れたくても逃がしてくれないという意味では究極の）・刑務所に引っかかって、やっと衣食住を確保されているのです。しかし、果たして彼らに刑務所で手帳取得をさせることが妥当か、という問題はそれほど単純ではありません。今まで障害者でなかった者を、刑務所で障害者に仕立て上げてしまうことが本人にとって前科と障害という二重の烙印を押す結果になりはしないか、という危ぐがあります。刑務所という公権力の担い手が、本人に取得を強制することはできません。また、手帳を取得してしまえば、更生保護施設は受入れを拒む可能性は大です。そして、手帳を取得させようとしても、申請手続きの壁も厳然としてあります。刑務所の受刑

者は全国から集まっており、全国津々浦々に帰って行きます。対して福祉行政は地方自治体単位です。刑務所内で実施した検査結果を、各地方自治体は採用してくれないため、例えば北海道へ帰る人は、北海道から手帳をもらうためには、北海道でわざわざもう一度同じ検査を受けなくてはならないのです。

また、首尾よく療育手帳が取得できたとしても、中・軽度の障害者を入所施設に受け入れることは、障害者自立支援法の建前から困難です。それに、受刑者の個人情報の提供のルールも確立されていないので、個々の受刑者の人となりなどを施設に連絡するのも現時点では難しいといわざるを得ません。刑務所は、そこにいるという事実だけで本人の不利益情報になる場所です。

厚生労働省と法務省のタテ割り行政の弊害もあります。

ざっと考えただけでも課題は山積しており、この問題の結論が出るのは、まだまだ先のことになるだろうと思います。しかも、当センターの特化ユニット対象者は、これでも他の刑務所に収容されている障害者と比較すれば、専門のプログラムを受けているだけ恵まれているのです。

刑務所にいる障害者の社会復帰の問題は、まだその解決の糸口どころか、問題の所在を探るという試みが緒についたところ、といったのが現状であると思います。

当面のセンターの役割は、改善指導プログラムで個々の受刑者の問題性、犯罪性を矯正しながら、社会に対してこのような問題の存在を発信し続け、一人でも多くの人たちのご理解とご協力が得られるようにすることが大切ではないかと思います。そうして、多くの人や組織のご協力を得ながら、個々のケースを通じて、新たな仕組みやルールを一步ずつ作り上げていくほかにないと思います。

犯罪が発生するのも地域社会の中なら、釈放された犯罪者達が帰って行き、立ち直っていくのも地域の中です。もし、近くに帰るという受刑者がいたら、知的障害者施設には、地域の社会資源としてその者の釈放後の相談相手になるなどのご援助をいただければ幸いです。まずは、第一歩を踏み出すことから始めることが大事だと思います。

地区情報

阪丹但地区

「研修を通じて」

阪丹但地区会長 栗林 和徳

今年度も阪丹但地区では、研修を中心においた事業計画を立てています。9月までに3回の研修を実施しており、管理職研修から支援員・事務員・給食担当者の研修と参加する職員が幅広くなるように心がけています。

平成18年度以降、各事業所も制度の動きに翻弄されながらも日々の支援と今後の展望を見直していくことに追われているだろうということで、研修を柱においた事業計画を引き継いでいるところです。

とはいえ、新体系に移行している事業所はまだまだ少なく、状況を見守っているところが大半なのが実情です。特に入所施設は、障害程度区分の判定が実情を反映していないと感じているところも多いように思います。

早ければ、来年度の秋ごろに新たな基準が示されると言うような話もありますが、具体的な内容はなかなか見えてきません。

そのような状況の中では、研修内容が「経営」に流れてしまいそうになることもあります。確かに、継続したサービスを提供するためには重要なポイントですが、管理職は「経営」と「運営」(支援)の両面を忘れることなく、より広い視点が求められているのでしょう。

支援員研修では、障害特性に主眼を置いたもの・新体系での実践報告などを中心に企画しています。現場の職員は、制度に惑わされることなく、日々の実践を積み重ねていきたいものです。

阪丹但地区は、入所施設と通所施設が半数ずつの割合で構成されています。それぞれの目の前にある支援は違っているように見えますが、ただ単に生活の場が施設であったり、家やホームであったりするだけです。働いたり、活動する場が入所施設と呼ばれたり作業所と呼ばれたりしているだけなのです。

そのように捉えれば、私たちが実践する支援というのは、どこの事業所でも本質的に変わらないといえるのではないのでしょうか。

あくまで、しょう害のある人たちがどのよう

に生活し、働き、生きていくのかということが大切なのであって、どのような目標を持って、どのような支援を実践していくのかということです。そして、それが「個別支援計画」になります。

職員個々人がいくら思いを寄せた支援をしていても、「私はこうする」「私のやり方はこう」になってしまえば、支援する集団としては未成熟なままになってしまいます。

このような支援をされる身になれば、「やめてくれ」と言いたくなるでしょう。人権侵害は、地域で起こるのではなく意外と身近なところで知らず知らずのうちにやられるのかもしれない。「知らず知らずのうちに」ということほど恐ろしいものはありません。

ぜひ、研修を通じて誰かの支援に参考になるものを得て、実りのある研修になることを願っています。

管理職の方は、「経営」と「運営」(支援)、支援員の方は「運営」(支援)を誰かの顔を思い浮かべながら参加していただければ、それほどうれしいことはありません。

研修の参加人数は各回約30名といったところですが、みなさんからの生の声を聞く良い場ですので、ぜひ感想や意見を聞かせていただいて、今後の活動に生かしていければと思います。

神戸地区

入所施設に於ける権利擁護

社会福祉法人上野丘さつき会

上野丘更生寮 サービス管理責任者 丸山博徳

現在の障害福祉サービスは、利用者ニーズに対して自己決定や自己選択が尊重され、利用者と事業者が対等な立場での契約制度に立脚しています。基礎構造改革以後の法整備において障害者理念も急速に進歩しました。それに伴い入所施設の検証も行われ、自立支援等の観点からその社会的な評価も厳しく、今後の入所施設や施設支援の在り方が問われています。これまで入所施設の辿ってきた背景を振り返り、今一度気づきを行わなければならない。人として自分らしく生きる。自己実現を支援する。言い換えれば権利擁護を行う事である。差別や虐待等の人権侵害の予防や防止に対する取り組みと権利擁護は、同一ではなく自己実現を支援する為に必要不可欠なものであると私は考えています。

我が国の障害者に対する制度も移り変わり、利用者を取り巻く環境も変化しました。入所施

設や施設支援もサービスと言えるものへと変わり、施設での利用者の生活の質も向上しているのではなからうか。しかしながら、知的障害を持つ施設利用者の暮らし自体は変わったのか。画一的な個別支援計画をもとにしたサービス管理による施設処遇、行き届いたサービスが行われていたとして、利用者の自己実現や権利擁護は実現したのか。利用者本人が主体的に自分らしく施設生活が営まれているとは考え辛い。

そもそも人が生きると言うことの本質や利用者の権利等に対する捉え方が根本的に偏っているのではないと思われる。行き届いた援助は、より良いサービスかもしれないが誰の為の何の為の支援なのか。尊重されるべき自己決定や自己選択などは建て前でしかなく、出来るだけの選択肢を用意して情報提供も行ったうえで支援が行われず、意思決定が出来たとしても誘導や押し付けに近いものである。これは権利の侵害と言えるが、それにもまして危惧されるのが支援者の意識の欠如である。直接的援助等の日常業務に追われ利用者の権利に配慮するまで至らないのが現実である。

人は皆、生まれながらにして幸福になる権利を等しく有している。しかしながら、幸福は個人の主観的な価値観によるものであり、他者が客観的に測り知るものではない。それは、家族や支援者として同じではなからうか。良き理解者でなければならない私たちが実は、同じ人としての尊厳を怠っているのかも知れない。その人にとって必要な時に必要な分だけ支援をする。その人が自らの持てる力で主体的に自分の人生を歩めるようにそっと寄り添うような支援を理想としたい。

しかしながら、自分たちの支援現場の現状は混沌としており、理想と現実との乖離に日々葛藤の連続である。このままで良いのか、これで良かったのか、支援の検証を行うが答えは見つからない。けれど、我々は理想を捨てたり、諦めて支援の手を止めるわけにはいかない。なぜなら知的障害と言うやっかいな特性上、彼らの人生の大部分が我々に委ねられている。それ故に真剣に考え取り組む必要がある。人生は限られた時間でかけがえのないその人のもの、過ぎ去った時間は戻らない。自ら選んでもいない支援者と言う他人の価値観の影響を受けて自分の人生を送ってはならない。

本来の福祉は豊かさや幸福の象徴である。福祉支援を受ける為に施設に居るのだから、幸福で豊かでなければならないのである。

播淡地区

播淡地区のうごき

もちの木園 名田誠司

ばんたん親善運動会

6月6日、加古川運動公園陸上競技場において、加古川市との共催、神戸新聞厚生事業団の後援を得て、第20回ばんたん親善運動会を開催しました。今年度は、実施地である加古川市内の小規模作業所にも参加を募った結果、5ヶ所の作業所が参加くださり、合計40施設1,096人の規模で盛大に行う事が出来ました。大会には、加古川市長・東播磨県民局県民生活部長・神戸新聞厚生事業団姫路支部長をはじめ、各関係機関や手をつなぐ育成会等多くの方が来賓としてご参加くださり、デカパン競争・はこ棒ね（棒運び競争）等々、すべての競技に利用者と共に一緒に参加して頂けました。一層盛り上がり楽しい時間となりました。

昼食後の休憩時間には、「民族楽器ティード」の演奏に合わせ、施設長による仮装大会を催し、参加者の多くがフィールドに集まって華やかに踊り盛り上がりました。ティードの他にも、昨年度同様、加古川市・高砂市の社会福祉協議会を中心に、46人のボランティアがご協力くださり、多くの地域の方と交流できる機会となりました。けが人もなく、本当に楽しいひとときを過ごせました。

職員研修会

7月28日、姫路市自治福祉会館にて、今年度1回目の職員研修会を開催しました。講師には桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授・松端克文氏をお迎えし、「個別支援計画の考え方・書き方」をテーマに行いました。障害者自立支援法が施行されケア・マネジメントの手法が制度的にも定着しつつある中、個別支援計画の重要性がますます叫ばれています。しかし、各施設とも未だ決まった様式がなく、独自の計画書を工夫して使用しているのが現状で、行き詰まって悩んでいるとの話も耳にします。その様な中、もう一度基礎を固め直し、個別支援計画とは何か？を事例検討も交えながらとても分りやすく説明頂きました。中でも、「本人主体といえども支援者の考え方で支援の方向性が大きく変わる

事を現実として捉え、理想論でない個別支援計画を立てると認識して下さい。」と力説された事は印象的で、支援者として改めて身を引き締められる思いでした。後期には、事例検討に一層力を入れながら、今回のバージョンアップ編の研修を行う予定です。

施設長・職員合同一泊研修会

8月20日～21日、サンピア姫路ゆめさきにて、第22回一泊研修会を開催しました。昨今制度の話題が中心で、肝心の利用者の方が置き去りになっていないかとの反省の元、今一度原点に立ち返り、人権を核とした利用者支援についての研修会を実施しました。

まず、兵庫県社会福祉協議会権利擁護センター所長・手島洋氏より、利用者主体を実現する為の苦情解決制度の重要性についてご説明頂き、その後、播磨地域福祉サービス第三者評価機構より、理事長・安井秀作氏、事務局長・河原正明氏をお迎えして、第三者評価を通じて人権について考えました。サービスの質の向上に向け、苦情解決制度・第三者評価を有効に活用し、日々の支援を振り返る事がとても重要である事に改めて気付かされました。

一方、制度面では、障害者自立支援法が施行され、新体系に実際に移行した施設の生の声という事で、障害者支援施設博由園より施設長・中田義則氏、相談支援専門員・主任・松森俊二氏にご講演頂きました。新体系移行時に必要となる様式の作り方や、障害程度区分調査の際の留意事項等丁寧にご説明頂き、その後、新体系移行後の現状についてお話頂きました。制度上の問題は山積しており、力を合わせて改善を訴えていく必要性を実感しました。

初日の研修終了後の懇親会には講師も参加され、質問にも具体的にお答えくださり、より知識と親睦を深めることができました。

播磨地区は、毎年4月に総会を開催し、「スポーツ事業」「研修事業」「研究事業（一泊研修会）」「文化事業」に役割分担し、職員のスキルアップ、

職員・利用者間の親睦、地域との交流を目的に活動しています。

今年度の後期は、先にも述べた通り、11月17日（月）、第1回同様松端克文氏をお招きし、2回目の研修会を行います。

また、12月3日（水）には、姫路市文化センターにて、ばんたんゆうあい文化祭を開催します。

世の中の流れが慌しく気持ちの余裕も失いがちですが、利用者の方へのよりよい支援を目指すという考えを常に持ち、研修や行事を幅広く進めていきたいと思っています。

《日誌抄》

4月 14日	臨時役員会 まちづくり協働センター（三田市）
5月 6日	第2回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 加古川市総合体育館他（加古川市） （第17回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会）
8日	施設協会総会 楠公会館（神戸市）
14日	近畿地区総会 六甲荘（神戸市）
25～26日	全国施設長会議 パシフィック横浜（横浜市）
6月 2日	第1回役員会 まちづくり協働センター（三田市）
7月	
8～9日	居宅・地域支援サービス研究大会 神戸ポートピアホテル（神戸市）
10日	第1回3地区合同意見交換会 （職員部会） まちづくり協働センター（三田市）
11日	新任職員研修会 尼崎市立すこやかプラザ（尼崎市）
8月 6日	近畿地区役員会（和歌山県）
26日	施設協会第2回役員会 まちづくり協働センター（三田市）
9月	
17～19日	全国知的障害関係施設職員研修大会 静岡県コンベンション アーツセンター（静岡県）
12日	第57回兵庫県社会福祉協議会 福祉大会 加古川市民会館（加古川市）

編集後記

政局が揺れてます。今後予想される総選挙が「障害者自立支援法」の見直しに大きく係って来ると思います。今、我々に出来ることは、「選挙に行こう!」です。成年後見のことはありますが、選挙権のある人は、自分の想いを「この一票」に託しましょう。
(R・Y)